

消費税増税に反対する意見書

先の国会にて、現行消費税を2014年に8%、2015年には10%にまで引き上げることを内容とする、「消費税増税法案」が可決・成立した。これは、医療費の窓口負担引き上げや、年金の削減など、社会保障の切り下げと一体にするものである。

消費税増税法の成立後の世論調査では、法案成立を「評価しない」、税率の引き上げに「反対」と回答する国民が過半数にのぼり、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというのか」「これ以上の増税、店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、仕事もなくなり、職を失うことになる」と、切実な声が高まっている。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地をはじめ全国の地域経済は大打撃を受ける。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小企業の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業がふえることは必至である。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、国全体としても税収が減少し、自治体財政にも深刻な打撃を与えることとなる。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方である。消費税は低所得者ほど負担が重い、弱いものいじめの税金であると言わざるを得ない。

財政再建の財源としては、国有財産等の在り方や、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえる等、消費税増税に頼らない再建策を検討すべきである。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月21日

宮崎県西都市議会

(提出先)

内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様